

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

介護福祉士修学資金等貸付

修学生のしおり

令和6年度版



令和6年3月発行

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（生活支援課）

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

TEL 054(254)5244

目次

1 修学資金貸付に関する手続一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
2 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
介護福祉修学資金に係る法人による連帯保証人の取扱い・・・・・・・・・・ 5 ページ
修学資金貸付フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要綱・・・・ 7 ページ

付録 修学資金様式（様式第1号～第22号）

※様式は複写して使用してください。

修学生の覚書（必ず記入してください）

決定番号	第	_____	号
氏名	_____		
借受期間	令和	年	月から 令和 年 月まで
借受月額	_____	50,000円	
入学準備金	_____	200,000円	
就職準備金	_____	200,000円	
国家試験対策費用	_____	40,000円	
借受総額	_____	円	
〈連帯保証人〉			
住所	_____		
氏名	_____	電話番号	() _____

【注意事項】
・養成課程における2年次以降に借受ける場合は就職準備金のみ
・実務者研修受講資金、再就職準備金及び障害分野就職支援金は借受総額のみ記入

1 修学資金等貸付に関する手続一覧

区分	事項	提出書類	様式
在 学 中	修学資金の貸付を受けようとする時	修学資金貸付申請書 養成施設の長の推薦書 住民票（当該年度の発行のもの）	第1号 — —
	貸付する決定を受けた時	誓約書 借用証書 振込口座申込（変更）申請書	第2号 第4号 第20号
	休学（復学）した時	休学（復学）届	第9号
	退学した時	返還明細書 退学届	第6号 第9号
	停学の処分を受けた時	停学処分届	第10号
	退学の処分を受けた時	返還明細書 退学処分届	第6号 第10号
	貸付を受けることを辞退する時	修学資金等辞退届	第11号
	貸付契約解除後も引き続き養成施設等に在学している時	修学資金等返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
死亡（失そう）した時	死亡（失そう）届 （先に担当まで御連絡ください）	第18号	
卒 業 後・就 業 後（修 学 資 金 等 の 貸 付 が 完 了 し た 者）	卒業した時	卒業届 卒業証書の写し又は研修を修了したことが確認できる書類	第13号 —
	介護福祉士に登録した時	登録届 登録証の写し	第14号 —
	介護業務に従事し始めた時	修学資金等返還猶予申請書 業務開始届	第7号 第15号
	卒業年度の介護福祉士国家試験に不受験または不合格で、次年度以降に再受験する時	修学資金等返還猶予申請書 受験票の写し	第7号 —
	卒業後1年以内に介護福祉士の登録を受けなかった、若しくは免除対象となる介護等の業務（以下「免除対象業務」）に従事しなかった時	返還明細書	第6号
	社会福祉士指定養成施設において就学している時	修学資金等返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
	引き続き5年（例外3年）以上免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時（※1）	修学資金等返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第5号 第19号

転職先が免除対象業務になるか分からない場合、業務を変更又は退職される場合は静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課まで連絡してください。

(3) 免除について

修学資金の貸付が完了し、卒業後1年以内に介護福祉士として登録し、静岡県内において介護福祉士修学資金貸付要綱に規定する「介護等の業務」に従事し、引き続いて5年（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は3年、実務者研修受講資金貸付及び再就職支援準備金貸付は2年※）就業すれば、返還の免除を受けることができます（免除申請書と所定の添付書類の提出が必要になります）。

また、貸付を受けた期間以上かつ2年間以上引き続いて「介護等の業務」に従事した者は、一部免除を受けられる場合があります。

（※詳細は貸付規程第12条第1項第1号から第3号を参照してください。）

<一部免除の計算式>

$$\text{免除額} = \text{貸付額} \times (\text{就業した月数} / 60 \text{ か月})$$

※ 中高年離職者及び過疎地域における就業の場合は「60」を「36」に置き換える。

※ 月数による計算とし、業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入する。

（例）2年間貸付を受けた後、養成施設を卒業して、同月（3月）31日から介護等の業務に従事し、介護福祉士に翌月の4月1日に登録されて、引き続き4年勤務した場合（育児休業（産休・介護休暇）期間等を除く）。

$$\begin{aligned} \text{免除額} &= (50,000 \text{ 円} \times 24 \text{ 月} + 400,000) \times (48 \text{ 月} / 60 \text{ 月}) \\ &= 1,600,000 \text{ 円} \times 0.8 \\ &= 1,280,000 \text{ 円 (返還額 320,000 円)} \end{aligned}$$

※就業期間は「介護福祉士として就業した期間」なので、この場合の就業期間の起算日は、業務開始日ではなく介護福祉士登録日の4月1日となります。

(4) 就業後の返還の猶予について

就業してから育児休業（産休・介護休暇）を取る場合は返還猶予の対象となる場合がありますので、必ず事前に静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課まで連絡してください。なお、退職する場合には、返還の対象となる場合があるので、事前に必ず連絡してください。

(確認事項)

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく本会に届け出ること。
 - (1) 住所を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (5) 死亡、または所在不明になったとき
 - (6) その他変更事項があったとき

- 2 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
 - (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、または他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

- 3 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とする。

介護福祉士修学資金に係る法人による連帯保証の取扱い

1 法人による連帯保証

個人の連帯保証人を立てることが困難な場合で、一定の要件を満たすときに限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

2 法人による連帯保証の要件

次に掲げる全ての要件に該当する場合に限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

(1) 保証能力を有する法人であること

直近2年分の決算書において、連帯保証額の総額を上回る預貯金等を有していること

(2) 連帯保証人になることについて、法人内で承認されていること

*留意事項

- ① 連帯保証人となる法人は、貸付申請者又は借受人が介護等業務に所定の期間従事して返還免除となるまでの間、継続的に貸付申請者の状況を把握し、支援できる関係にあること
- ② 連帯保証人となる法人は、貸付申請者又は借受人の退学・卒業・退職等により、貸付申請者又は借受人との関係が変化した場合、又は関係がなくなった場合においても、連帯保証人としての責務を負うものとする。
- ③ 貸付申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに静岡県社会福祉協議会に申し出るとともに、その承認を受けること。

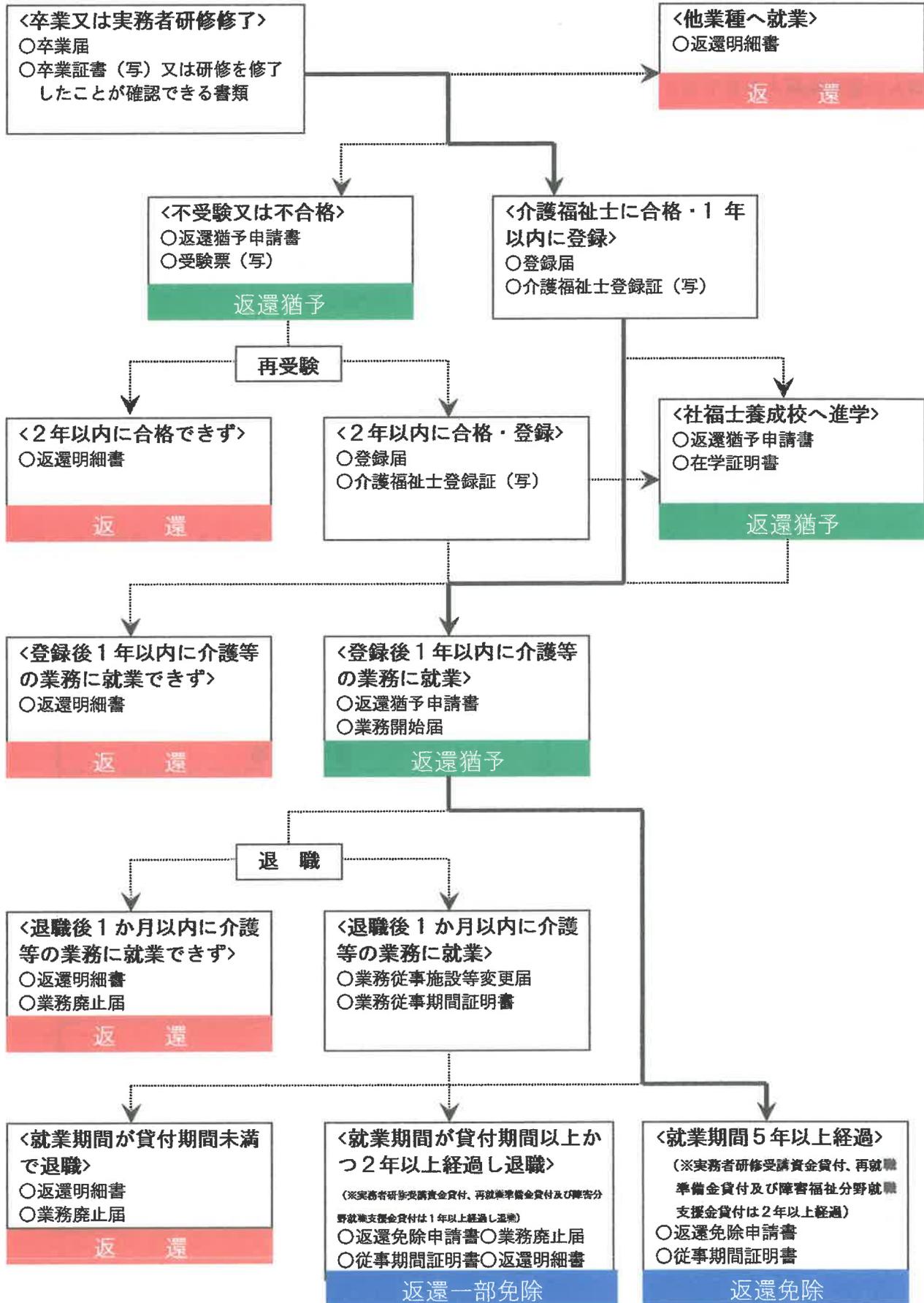
3 申請時期及び申請方法

貸付申請者は、各年度において静岡県社会福祉協議会が指定する期日までに、養成施設（大学、短大、専門学校）を經由して申請するものとする。

4 申請書類

必要書類	留意事項等
介護福祉士修学資金等貸付申請書 (法人保証用)	—
介護福祉士養成施設の長の推薦書	—
住民票	「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格」「在留期間等の満了日」の記載のあるもの
法人の履歴事項全部証明書	発行後3か月以内
直近2年分の決算書の写し（総括表のみ） 貸借対照表、事業活動収支計算書	代表者が原本証明したもの 連帯保証額を担保する預貯金、積立金部分に印を付す
法人が連帯保証人となることについて決定されたことが確認できる理事会又は取締役会等の議事録の写し	代表者が原本証明したもの

〈介護福祉士修学資金等貸付 フローチャート〉



※ 上記のケースに当てはまらないケースも想定されますので、不明な点は、静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 (TEL. 054-254-5244) まで照会ください。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、県内の介護福祉士の養成及び確保並びに定着の支援を図るため、介護福祉士修学資金等を予算の範囲内で貸付けすることについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「介護福祉士養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設をいう。

また、「実務者研修施設」とは、法第40条第2項第5号の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設をいう。

2 この要綱において「介護等の業務」とは、次に掲げる業務をいう。

(1) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務

(2) 前号に掲げるもののほか、前号に掲げる業務に準ずるものとして県社協会長が認めるもの

(貸付の対象者)

第3条 介護福祉士修学資金、福祉系高校修学資金返還充当資金、介護福祉士実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金、障害福祉分野就職支援金（以下「修学資金等」という。）の貸付けの対象者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護福祉士修学資金

介護福祉士養成施設に在学する者とする。ただし、国家試験受験対策費用及び生活費加算の貸付対象者は、次のアまたはイに定める者に限る。

ア 国家試験受験対策費用

介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であつて、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

イ 生活費加算

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員である者

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱第12条に掲げる事項に該当する者（社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱第13条により読み替えの適用となる者を含む。）

(3) 介護福祉士実務者研修受講資金

実務者研修施設に在学する者

(4) 離職した介護人材の再就職準備金

次のアからエまでの基準を満たす者

ア 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

(ア)介護福祉士

(イ)実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

(ウ)介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）

イ アに掲げる者として、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

ウ 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に介護職員等として就労した者

エ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、あらかじめ、県社協 静岡県社会福祉人材センターに氏名及び住所等の登録を行い、かつ、別に定める再就職準備金利用計画書を提出した者

(5) 障害福祉分野就職支援金

次のアからウまでの基準を満たす者

ア 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、又は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、又は統合課程、若しくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般課程、又は応用課程のいずれかを受講すること。）、同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修、「地域生活支援事業等の実施について（平成28年8月3日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」別記2-10「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）に基づく強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）のいずれかを修了した者

なお、(4)に掲げる「離職した介護人材の再就職準備金」の貸し付けを受けたことがある者を除く。

イ 障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、

第 77 条及び第 78 条、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 6 条 2 の 2 第 1 項、第 7 項及び第 7 条第 2 項、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）（以下「身体障害者福祉法」という。）第 4 条の 2 に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第 5 条第 27 項、第 28 項及び第 77 条の 2 及び身体障害者福祉法第 5 条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者

ウ 別に定める障害福祉分野就職支援金利用計画書（以下「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者

（貸付期間及び貸付の金額等）

第 4 条 貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 介護福祉士修学資金

ア 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。ただし、病気等やむを得ない理由により修学期間が延長された場合は、その延長された期間を正規の修学期間に含めることができる。

イ 貸付額は月額 50,000 円とする。ただし、次の(ア)から(エ)に定める額を加算することができる。

(ア) 入学準備金 初回の貸付時に限り、200,000 円

(イ) 就職準備金 最終回の貸付時に限り、200,000 円

(ウ) 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円（ただし、2 回までとする。）

(エ) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならない。）

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金

ア 貸付額は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱第 3 条の 3 により貸し付けた福祉系高校修学資金と同額とする。

イ 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(3) 介護福祉士実務者研修受講資金

ア 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。

イ 貸付額は 200,000 円以内とする。

(4) 離職した介護人材の再就職準備金

ア 貸付額は、400,000 円と貸付対象者が提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

イ 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(5) 障害福祉分野就職支援金

ア 貸付額は、200,000 円と貸付対象者が県社協に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

イ 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(貸付方法及び利子)

第5条 介護福祉士修学資金は、毎月貸付けするものとする。ただし、必要と認められる場合は、2月分以上を併せて貸付けすることができる。

また、福祉系高校修学資金返還充当資金は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱第12条の2により実際に貸し付けるのではなく読み替えるものとする。

なお、実務者養成施設に在学する者の修学資金及び離職した介護人材の再就職準備金、障害分野就職支援金については、その全額を一括で貸付けするものとする。

2 貸付利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第6条 介護福祉士修学資金等の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める修学資金等貸付申請書を期日までに県社協会長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第7条 県社協会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査して、介護福祉士修学資金等の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(借用証書及び誓約書の提出)

第8条 前条の規定により修学資金等の貸付けの決定を受けた者は、別に定める借用証書及び誓約書を県社協会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第9条 第7条の規定により修学資金等の貸付けの決定を受けた者（以下、「借受人」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合、借受人が未成年であるときは、連帯保証人はその者の法定代理人でなければならない。

3 貸付けを受けようとする者が成年である場合は、県社協会長が適当と認めた法人を連帯保証人とすることができる。

4 修学資金等の借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、別に定める連帯保証人変更届を県社協会長に提出しなければならない。

5 連帯保証人は貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する。

(貸付契約の解除等)

第10条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金等の貸付契約を解除する。この場合、養成施設に在学する借受人については、県社協会長は貸付契約の解除をした日の属する月の翌月分から修学資金等の貸付けを行わない。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 修学資金等の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金等の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
 - (7) その他修学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 県社協会長は、養成施設に在学する借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金等の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた資金があるときは、当該借受人が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなす。

(返還債務の当然免除)

第11条 県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、修学資金等の返還債務を免除することができる。

(1) 介護福祉士修学資金

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱う。

イ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(2) 福祉系高校修学資金返還充当資金

ア 静岡県内において、返還免除対象業務から福祉系高校修学資金の返還免除対象業務の範囲（社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱第10条に掲げる範囲）を除いた業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という。）に従事し、3年の間、

引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

- イ 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(3) 介護福祉士実務者研修受講資金

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱いは(1)と同様とする。

- イ 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(4) 離職した介護人材の再就職準備金

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 介護職員等として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき。なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱いは(1)と同様とする。

- イ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

(5) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 障害福祉職員として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できなかった場合の取扱は(1)と同様とする。

- イ 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第12条 県社協会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金等の返還債務（既に返還を受けた金額を除く。）を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

- (1) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介修学資金等を返還することができなくなったとき

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還債務の額の全部又は一部

- (3) 県内において介護福祉士として返還免除対象業務（離職介護人材再就職準備金については介護職員等の業務、充当資金返還免除対象業務）に従事した期間（従事する事業所の法人の人事異動等により、修学資金等の貸付けを受けた者の意志によらず、県外において当該業務に従事した期間を含む。）が修学資金等の貸付けを受けた期間（介護福祉士修学資金についてはその期間が2年に満たないときは2年間、介護福祉士実務者研修受講資金、離職介護人材再就職準備金及び障害福祉分野就職支援金については1年）以上であるとき

返還債務の額の一部

- 2 前項第3号に規定する介護等の業務に従事した期間を計算する場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(返還債務の免除申請)

第13条 第11条及び前条の規定による修学資金等の返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める修学資金等返還債務免除申請書に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(返還)

第14条 修学資金等は、貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 修学資金等の貸付契約が解除され、県内において介護福祉士として介護等の業務に従事する見込みがなくなったとき。

- (2) 養成施設等を卒業した日、若しくは国家試験に合格した日から起算して1年以内に法第42条第1項の介護福祉士登録簿に登録を受けなかったとき。

- (3) 養成施設等を卒業した日、若しくは国家試験に合格した日から起算して1年以内に県内において介護等の業務に従事しなかったとき。

- (4) 県内において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき。

- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき。

- 2 前項の規定により修学資金等を返還しなければならない者は、その事由の生じた日(次条第1項の規定により返還債務の履行を猶予された場合にはその事由が継続する期間が終了した日、前条の規定による返還債務の免除の申請又は次条第4項の規定による返還債務の履行の猶予の申請をし、不承認の通知を受けた場合にはその通知を受けた日)から起算して15日以内に、別に定める返還明細書を県社協会長に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第15条 県社協会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金等の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 修学資金等の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
 - (2) 当該養成施設を卒業した後、引き続き他種の養成施設において修学しているとき。
- 2 県社協会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金等の返還債務(履行期の到来していない部分に限る。)の履行を猶予することができる。
- (1) 県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるとき。
- 3 前項第2号の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予の期間は、2年を限度とする。ただし、県社協会長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 第1項又は第2項の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、別に定める修学資金等返還猶予申請書に第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(延滞利子)

第16条 修学資金等の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく修学資金等を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(届出)

第17条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに別に定める届書にその事実を証明する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。ただし、第4号に該当する場合は、その事実を証明する書類の添付を要しない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。
- (3) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (4) 介護福祉士修学資金等の貸付けを受けることを辞退するとき。
- (5) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (6) 養成施設又は実務者養成施設を卒業したとき。
- (7) 法第42条第1項の介護福祉士登録簿に登録を受けたとき。

- (8) 介護等の業務を開始したとき。
- (9) 介護等の業務に従事する施設等又は職種を変更したとき。
- (10) 介護等の業務に従事しなくなったとき。

2 連帯保証人は、借受人が死亡し、又は所在不明になったときは、直ちに別に定める死亡(所在不明)届を県社協会長に提出しなければならない。

(実施細目)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(別表) 生活費加算の基準額 (第3条の(1)のアの(イ)関係)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※ 級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）」に準ずる。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

なお、本要綱の施行に伴い、「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付規程」（以下「旧貸付規程」という。）は廃止するものとし、本要綱の施行前に、旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1-1-1号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

貸付申請者 住所 〒

氏名^{りな}

年 月 日生

連帯保証人 住所

氏名

介護福祉士修学資金等の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

在学している 養成施設	名称		入学年月	年 月
	所在地		学 年 / 課 程	(年課程)
貸付けを希望する理由				
貸付期間	年 月から 年 月まで			
家族の 状 況	続柄	氏 名	年 齢	職業(勤務先又は学校名)
			歳	
他の修学資金の 受給・借受け状況	修 学 資 金 名			月 額
	高等教育修学支援新制度(申請済・申請中)			円
				円
(該当者のみ記入) 国家試験受験対策費用の貸付け希望				有・無
(該当者のみ記入) 生活保護世帯等における生活費加算部分の貸付け希望				有・無

(注) ①連帯保証人は成年の者で独立した生計を営む者であること。

②「在学する養成施設の長の推薦書」及び「住民票」、「年収証明書類」を添付すること。

③高等教育修学支援新制度の利用対象者は、「減免額、入学金、授業料等の確認資料」の提出が必要です。

④申請者及び連帯保証人の住所氏名は自署すること。

様式第1-1-2号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

修学資金貸付申請書(法人保証)

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

貸付申請者 住所 〒

氏名

(自署) 年 月 日生

連帯保証人 所在地
(法人)

法人名

代表者

介護福祉士修学資金等の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

在学している 養成施設	名 称		入学年月	年 月
	所 在 地		学 年 / 課 程	年 (年課程)
貸付けを希 望する理由				
貸 付 期 間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで			
連 帯 保 証 人 (法 人)	法人名			
	所在地			
	電話番号			
	本人と の 関 係	<input type="checkbox"/> 在学する養成施設を運営する法人 <input type="checkbox"/> 就労予定先又は就労先の施設等を運営する法人		
連 絡 先	(部署名等) (担当者)			
他 の 修 学 資 金 の 受 給 ・ 借 受 け 状 況	修 学 資 金 名	月	額	
				円
(該当者のみ記入)	国家試験受験対策費用の貸付け希望	有 ・ 無		
(該当者のみ記入)	生活保護世帯等における生活費加算部分の貸付け希望	有 ・ 無		

様式第1-2号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

修学資金貸付申請書(実務者研修受講用)

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

貸付申請者 住所 〒

氏名

年 月 日生

連帯保証人 住所

氏名

介護福祉士修学資金等(実務者研修受講資金)の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

在学している実務者養成施設	名称						
	所在地						
保有資格等(該当に○印)		ヘルパー1級				介護職員基礎研修	
		ヘルパー2級				介護職員初任者研修	
		ヘルパー3級				無資格	
受講(貸付)期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月						
貸付けを希望する金額	¥						円
貸付けを希望する理由							
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業(勤務先又は学校名)	年収(税込み)		
			歳		円		
介護福祉士の受験資格となる実務経験が3年に達する予定日				平成 年 月 日			

(注) ①連帯保証人は成年の者で独立した生計を営む者であること。

②「在学する実務者研修養成施設の長の推薦書」及び「住民票の写し」、「年収証明書類」を添付すること。

様式第1-3号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

再就職準備金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

貸付申請者 住所 〒

氏名

年 月 日生

連帯保証人 住所

氏名

介護福祉士修学資金等(再就職準備金)の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

介護職としての実務経験				年 月			
保有資格等 (該当に○印)	介護福祉士			ヘルパー1級・2級			
	介護職員基礎研修			介護職員初任者研修			
貸付けを希望する金額	¥						円
貸付けを希望する理由							
福祉人材センターへの登録		有・無		利用計画書の提出		有・無	
直近の介護職離職日		年 月 日					
再就職予定年月日		令和 年 月 日					
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業(勤務先又は学校名)		年収(税込み)	
			歳			円	

(注) ①連帯保証人は成年の者で独立した生計を営む者であること。

②「住民票の写し」及び様式第21号「再就職準備金利用計画書」、「年収証明書類」を添付すること。

様式第1-4号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

障害福祉分野就職支援金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

貸付申請者 住所 〒

氏名

年 月 日生

連帯保証人 住所

氏名

介護福祉士修学資金等（障害福祉分野就職支援金）の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

受講研修等 (該当に○印)	介護福祉士実務者研修	介護職員初任者研修			
	居宅介護職員初任者研修	障害者居宅介護従事者基礎研修			
	重度訪問介護従事者養成研修	同行援護従事者養成研修			
	行動援護従事者養成研修				
研修の終了年月日		令和 年 月 日			
貸付けを希望する金額	¥	円			
貸付けを希望する理由					
利用計画書の提出		有・無			
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業(勤務先又は学校名)	年収(税込み)
			歳		円

(注) ①連帯保証人は成年の者で独立した生計を営む者であること。

②「住民票の写し」及び様式第22号「障害者福祉分野就職支援金利用計画書」、「年収証明書類」を添付すること。

様式第2号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、介護福祉士修学資金等貸付要綱を守り、養成施設等を卒業後、県内において同要綱第2条第2項に規定する介護等の業務（介護職員等の業務、障害福祉職員の業務）に従事することを誓います。

なお、介護福祉士修学資金等を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。借受人の住所氏名は借受人本人が自署しました。

決定番号

住 所

氏 名

私は、介護福祉士修学資金等を返還する場合には、返還債務を本人と連帯して負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人本人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

本人との続柄（関係）

電話番号

様式第3号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

連 帯 保 証 人 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり連帯保証人を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		
本人との続柄(関係)		
電 話 番 号		

2 変更理由

連 帯 保 証 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、介護福祉士修学資金等については、返還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 住 所

氏 名

様式第4号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

借 用 証 書

借 用 金 額	金	円
---------	---	---

(内訳)

月 額	金	円
入 学 準 備 金	金	円
就 職 準 備 金	金	円

(収入印紙貼付)

契約金額が
1万円超10万円以下
のもの 200円
50万円超100万円
以下のもの 1千円
100万円超600万円
以下のもの 2千円

割印

ただし、令和 年 月から令和 年 月までの 月分の修学資金

私は、修学生として上記のとおり介護福祉士修学資金を借用しました。この資金は、介護福祉士修学資金等貸付要綱に従い返還します。借受人の住所氏名は借受人本人が自署しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

私は、修学生と連帯して、返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人本人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

様式第4-2号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

借 用 証 書 (実務者研修受講用)

借用金額	金	円
------	---	---

(収入印紙貼付)
 契約金額が
 10万円超 50万円以
 下のもの 4百円
 50万円超 100万円
 以下のもの 1千円

割印

ただし、令和 年 月から令和 年 月までの受講資金

私は、修学生として上記のとおり介護福祉士実務者研修受講修学資金を借用しました。
 この資金は、介護福祉士修学資金等貸付要綱に従い返還します。借受人の住所氏名は借受
 人本人が自署しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人
 が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

貸付終了時

様式第4-3号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

借 用 証 書 (再就職準備金用)

借用金額	金 円
------	-----

(収入印紙貼付)
 契約金額が
 10万円超50万円以
 下のもの 4百円
 50万円超100万円
 以下のもの 1千円

割印

ただし、令和 年 月の修学資金(離職介護人材確保再就職準備金)

私は、上記のとおり介護人材再就職準備金を借用しました。この資金は、介護福祉士修学資金等貸付要綱に従い返還します。借受人の住所氏名は借受人本人が自署しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名

私は、借受者と連帯して、返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人が自署しました。

連帯保証人 住 所
氏 名

貸付終了時

様式第4-4号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

借 用 証 書 (障害福祉分野就職支援金)

借用金額	金	円
------	---	---

(収入印紙貼付)
契約金額が
10万円超 50万円以
下のもの 4百円
50万円超 100万円
以下のもの 1千円

割
印

ただし、令和 年 月の修学資金(障害福祉分野就職支援金)

私は、上記のとおり障害福祉分野就職支援金を借用しました。この資金は、介護福祉士
修学資金等貸付要綱に従い返還します。借受人の住所氏名は借受人本人が自署しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

印

私は、借受者と連帯して、返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人
本人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

印

様式第5号(第14条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

修学資金等返還債務免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
借受人との続柄(関係)
電話番号

介護福祉士修学資金等の返還債務の免除を受けたいので関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた時の養成施設等の名称		養成施設等卒業年月日	年 月 日
		介護福祉士登録年月日	年 月 日
貸付けを受けた金額	円		
返 還 済 額	円		
未 返 還 額	円		
免 除 申 請 額	円		
免除申請の理由			
介護等の業務に従事した施設等の名称	職 種	業 務 に 従 事 し た 期 間	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
返 還 猶 予 期 間	年 月 日から		年 月 日まで
	年 月 日から		年 月 日まで

(注) 様式第19号「業務従事期間証明書」を添付すること。

返還開始時

様式第6号(第15条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

返 還 明 細 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号

貸付けを受けた介護福祉士修学資金等を、次の計画に基づき返還します。

貸付けを受けた時の 養成施設等の名称		貸付 期間	年 月から 年 月まで
返 還 総 額			
返還理由発生年月	令和 年 月	返還 理由	
返 還 期 間	令和 年 月から令和 年 月まで		
返 還 方 法	月賦	半年賦	一 括
1 回 の 返 還 金 額	円		

様式第7号(第16条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

修学資金等返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

介護福祉士修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた 時の養成施設等 の 名 称	介護福祉士登録年月日	
	年	月 日
未 返 還 額	円	
猶予を受けようと す る 期 間	令和 年 月から令和 年 月まで	
猶予申請の理由		

様式第8号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

住 所
氏 名
変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
貸付けを受けた時の
養成施設等の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

住所
次のとおり 氏名 を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 変更年月日 令和 年 月 日

様式第9号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

休
復
退

学
学
学

届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

令和 年 月 日 から休 学
に復 学 したので、届け出ます。
に退 学

上記のとおり 休 学
復 学 したことを証明します。
退 学

令和 年 月 日

養成施設の名称
及び所在地
養成施設の長(氏名)

様式第10号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

停学
退学 処 分 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名

令和 年 月 日に 停学
退学 の処分を受けたので、届け出ます。

上記のとおり 停学
退学 の処分をしたことを証明します。

令和 年 月 日

養成施設の名称
及び所在地
養成施設の長(氏名)

様式第11号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

修 学 資 金 等 辞 退 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

介護福祉士修学資金等の貸付けを受けることを辞退するので、届け出ます。

貸付期間	年 月～ 年 月 (年 か月)	貸付決定額	円
交付済期間	年 月～ 年 月 (年 か月)	交付済額	円
辞 退	貸付け金について令和 年 月分の交付から辞退します。		
理 由			

様式第12号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

連帯保証人 住所
氏名 変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
貸付けを受けた時の
養成施設等の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり連帯保証人の 住所 氏名 に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 変更後の連帯保証人 住 所
氏 名

(注) 新内容(住所、氏名)の確認資料を添付すること。

確認資料・・・印鑑証明書、住民票、運転免許証(写)等のいずれか

卒業（修了）時

様式第13号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

卒 業 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり介護福祉士養成施設または実務者養成施設を卒業したので、届け出ます。

1 養成施設等の名称

2 卒業年月日 令和 年 月 日

上記のとおり卒業したことを証明します。

令和 年 月 日

養成施設等の名称

及 び 所 在 地

養成施設等の長(氏名)

様式第14号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

登 録 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
貸付けを受けた時の
養成施設等の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり介護福祉士登録簿に登録を受けたので、届け出ます。

- 1 登録年月日 令和 年 月 日
- 2 登録番号

様式第15号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

業 務 開 始 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
貸付けを受けた時の
養成施設等の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり介護等の業務を開始したので、届け出ます。

1 業務開始年月日 令和 年 月 日

2 介護等の業務に従事する施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	電話番号
職 種	

上記のとおり介護等の業務を開始したことを証明します。

令和 年 月 日

施 設 等 の 名 称

施設等の長 (氏名)



様式第16号(第18条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

業 務 従 事 施 設 等 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
貸付けを受けた時の
養成施設等の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり介護等の業務に従事する施設等又は職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施 設 等 の 名 称		
施 設 等 の 所 在 地		
職 種		

2 変更年月日 令和 年 月 日

様式第17号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

業 務 廃 止 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
貸付けを受けた時の
養成施設等の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり介護等の業務に従事しなくなったので、届け出ます。

1 業務廃止年月日 令和 年 月 日

2 介護等の業務に従事していた施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	電話番号
職 種	

発生時

様式第18号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

死 亡 届
失 ぞ う

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

連帯保証人 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり介護福祉士修学資金等の

貸付けを ^{受けている} 者が 死 亡 したので、届け出ます。
_{受けた} 失そう

1 貸付けを ^{受けている} 者
_{受けた}

決 定 番 号	
住 所	
氏 名	
貸付けを受けた時の 養成施設等の名称	

2 死 亡 年月日 令和 年 月 日
失そう宣告

業務従事期間証明書

- 1 郵便番号 〒 _____
- 2 住 所 _____
- 3 電話番号 _____ (_____)
- 4 氏 名 _____
- 5 生年月日 _____年____月____日
- 6 介護福祉士
登録年月日 _____年____月____日
- 7 施設の種類・従事する職種 _____ / _____
- 8 業務の内容 (詳細に) _____

上記のとおり、 _____年____月____日から _____年____月____日 まで

(うち休職期間※ _____年____月____日から _____年____月____日)

業務に従事していたことを証明します。(※休職期間には、育休(産休、介護休暇)を含む)

令和 ____年 ____月 ____日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

施設所在地

施設名

代表者



修学資金等振込口座申込(変更)申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
貸付けを受けた時
の養成施設等の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり修学資金等振込口座を 申し出 ます。
変更申し出

金融機関	銀 行 信用金庫	本店 支店
金融機関・ 支店コード		
口座種類 該当に○印	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
ふりがな 口座名義		

※1 振込口座は修学生の本人名義に限る

※2 口座名義、口座番号の確認のため、預金通帳の写しを添付すること

再就職準備金利用計画書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

以下のとおり、再就職準備金利用計画書を提出します。

ふりがな 氏 名		性別 男・女	生年月日	T・S・H 年 月 日
	〒			
日中の連絡先	電話番号 (自宅・携帯)			
	メールアドレス			
保有資格等 ※該当する()に○ をつけてください。	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 訪問介護員 (ホームヘルパー) 1 級 <input type="checkbox"/> 実務者研修 <input type="checkbox"/> 訪問介護員 (ホームヘルパー) 2 級 <input type="checkbox"/> 介護職員基礎研修 <input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> その他			
介護職としての 実務経験	年 月	介護福祉士登録番号		
		介護福祉士登録年月日	年 月 日	
借入希望金額	金 円			
借入の目的 ※該当する()に○ をつけてください。	<input type="checkbox"/> 子どもの預け先を探す際の活動費 <input type="checkbox"/> 介護に係る学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費 <input type="checkbox"/> 訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具等 (被服費、靴、鞆等) <input type="checkbox"/> 転居を伴う場合に必要となる費用 (敷金・礼金又は転居費など) <input type="checkbox"/> 通勤用の自転車又はバイクの購入費 <input type="checkbox"/> その他 ()			
再就職予定年月日	令和 年 月 日			
直近の退職年月日 (介護職に限る。)	年 月 日	本貸付については、静岡県社会福祉人材センターへの求職登録が必要となりますが、登録の状況について () に○をつけてください。 <input type="checkbox"/> 登録済み <input type="checkbox"/> 未登録		

